

公印省略

3 介 第 1 6 2 2 号  
令和 3 年 9 月 2 8 日

指定介護老人福祉施設 管理者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長  
(監査指導第一係)

介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化に係る  
安全管理体制未実施減算及び安全対策体制加算  
の取扱いについて (通知)

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 3 年度介護報酬改定により、介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化として、安全管理体制未実施減算及び安全対策体制加算が新設されました。当該減算・加算には、それぞれ留意すべき算定要件がございます。

安全管理体制未実施減算については、令和 3 年 10 月 1 日より適用（経過措置は令和 3 年 9 月 30 日まで）されますので、算定要件を再度ご確認ください、減算が発生しないようご注意ください。

安全対策体制加算については、当該安全対策担当者が安全対策に係る外部における研修を令和 3 年 10 月 31 日までに受講していない場合には令和 3 年 4 月～10 月に算定した当該加算について遡り返還することとなりますので、ご注意ください。

記

1 減算加算要件 別紙のとおり

2 【厚生労働省ホームページ】

- 「令和 3 年度介護報酬改定について」の  
「令和 3 年度介護報酬改定における改定事項について (158 頁)」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)
- 「介護保険最新情報 Vol. 9 4 8 (令和 3 年 3 月 23 日)」の問 39・40  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000763813.pdf>  
「介護保険最新情報掲載ページ」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html)

指定介護老人福祉施設（安全管理体制未実施減算（報酬告示の別表1の注5））  
厚生労働大臣が定める基準【平成27年厚生労働省告示第95号86の2】を  
満たさない場合は、1日につき5単位所定単位数から減算  
（令和3年10月1日から適用）

【平成27年厚生労働省告示第95号86の2】

指定介護老人福祉施設基準第35条第1項に規定する基準に適合していること。

第35条

施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

<留意事項通知（老企第40号 第2の5(6)）>

安全管理体制未実施減算については、介護老人福祉施設基準第35条第1項に規定する基準を満たない事実が生じた場合に、その翌月から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算することとする。

なお、安全対策を適切に実施するための担当者は、令和3年改正省令の施行の日から起算して6月を経過するまでの間、経過措置として、当該担当者を設置するよう努めることとしているため、当該期間中、当該減算は適用しない。

（経過措置（改正告示附則第8条）：令和3年9月30日までは適用しない）

指定介護老人福祉施設（**安全対策体制実施加算**（報酬告示の別表1のナ））

別に厚生労働大臣が定める施設基準【平成27年厚労省告示第96号54の3】に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

（入所初日に限り20単位）

【平成27年厚労省告示第96号54の3】

- イ 指定介護老人福祉施設基準第35条第1項に規定する基準に適合していること。
- ロ 指定介護老人福祉施設基準第35条第1項第4号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。
- ハ 当該指定介護老人福祉施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

<留意事項通知（老企第40号 第2の5(39)）>

安全対策体制加算は、事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に評価を行うものである。

安全対策に係る外部の研修については、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであること。令和3年10月31日までの間にあつては、研修を受講予定（令和3年4月以降、受講申込書等を有している場合）であれば、研修を受講した者とみなすが、令和3年10月31日までに研修を受講していない場合には、令和3年4月～10月に算定した当該加算については、遡り返還すること。

また、組織的な安全対策を実施するにあたっては、施設内において安全管理対策部門を設置し、事故の防止に係る指示や事故が生じた場合の対応について、適切に従業者全員に行き渡るような体制を整備していることが必要であること。

介護老人保健施設 管理者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長  
(監査指導第一係)

介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化に係る  
安全管理体制未実施減算及び安全対策体制加算  
の取扱いについて (通知)

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 3 年度介護報酬改定により、介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化として、安全管理体制未実施減算及び安全対策体制加算が新設されました。当該減算・加算には、それぞれ留意すべき算定要件がございます。

安全管理体制未実施減算については、令和 3 年 10 月 1 日より適用（経過措置は令和 3 年 9 月 30 日まで）されますので、算定要件を再度ご確認ください、減算が発生しないようご注意ください。

安全対策体制加算については、当該安全対策担当者が安全対策に係る外部における研修を令和 3 年 10 月 31 日までに受講していない場合には令和 3 年 4 月～10 月に算定した当該加算について遡り返還することとなりますので、ご注意ください。

記

1 減算加算要件 別紙のとおり

2 【厚生労働省ホームページ】

- 「令和 3 年度介護報酬改定について」の  
「令和 3 年度介護報酬改定における改定事項について (158 頁)」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)
- 「介護保険最新情報 Vol. 9 4 8 (令和 3 年 3 月 23 日)」の問 39・40  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000763813.pdf>  
「介護保険最新情報掲載ページ」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html)

介護老人保健施設（**安全管理体制未実施減算**（報酬告示の別表2の注4））

厚生労働大臣が定める基準【平成27年厚生労働省告示第95号89の2】を  
満たさない場合は、1日につき5単位所定単位数から減算

（令和3年10月1日から適用）

【平成27年厚生労働省告示第95号89の2】

介護老人保健施設基準第36条第1項に規定する基準に適合していること。

### 第36条

施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

<留意事項通知（老企第40号 第2の6(8)）>

安全管理体制未実施減算については、介護老人保健施設基準第36条第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数から減算することとする。

なお、安全対策を適切に実施するための担当者は、令和3年改正省令の施行の日から起算して6月を経過するまでの間、経過措置として、当該担当者を設置するよう努めることとしているため、当該期間中、当該減算は適用しない。

（経過措置（改正告示附則第8条）：令和3年9月30日までは適用しない）

介護老人保健施設（安全対策体制実施加算（報酬告示の別表2のキ））

別に厚生労働大臣が定める施設基準【平成27年厚労省告示第96号92の2】に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

（入所初日に限り20単位）

【平成27年厚労省告示第96号92の2】

イ 介護老人保健施設基準第36条第1項に規定する基準に適合していること。

ロ 介護老人保健施設基準第36条第1項第4号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。

ハ 当該介護老人保健施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

<留意事項通知（老企第40号 第2の5(44)）>

安全対策体制加算は、事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に評価を行うものである。

安全対策に係る外部の研修については、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであること。令和3年10月31日までの間にあつては、研修を受講予定（令和3年4月以降、受講申込書等を有している場合）であれば、研修を受講した者とみなすが、令和3年10月31日までに研修を受講していない場合には、令和3年4月～10月に算定した当該加算については、遡り返還すること。

また、組織的な安全対策を実施するにあたっては、施設内において安全管理対策部門を設置し、事故の防止に係る指示や事故が生じた場合の対応について、適切に従業者全員に行き渡るような体制を整備していることが必要であること。

指定介護療養型医療施設 管理者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長  
(監査指導第一係)

介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化に係る  
安全管理体制未実施減算及び安全対策体制加算  
の取扱いについて (通知)

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 3 年度介護報酬改定により、介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化として、安全管理体制未実施減算及び安全対策体制加算が新設されました。当該減算・加算には、それぞれ留意すべき算定要件がございます。

安全管理体制未実施減算については、令和 3 年 10 月 1 日より適用（経過措置は令和 3 年 9 月 30 日まで）されますので、算定要件を再度ご確認ください、減算が発生しないようご注意ください。

安全対策体制加算については、当該安全対策担当者が安全対策に係る外部における研修を令和 3 年 10 月 31 日までに受講していない場合には令和 3 年 4 月～10 月に算定した当該加算について遡り返還することとなりますので、ご注意ください。

記

1 減算加算要件 別紙のとおり

2 【厚生労働省ホームページ】

- 「令和 3 年度介護報酬改定について」の  
「令和 3 年度介護報酬改定における改定事項について (158 頁)」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)
- 「介護保険最新情報 Vol. 9 4 8 (令和 3 年 3 月 23 日)」の問 39・40  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000763813.pdf>  
「介護保険最新情報掲載ページ」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html)

## 指定介護療養型医療施設（安全管理体制未実施減算）

〔報酬告示の別表3のイの注8、ロの注7、ハの注6〕

厚生労働大臣が定める基準【平成27年厚生労働省告示第95号95の2】を満たさない場合は、1日につき5単位所定単位数から減算  
(令和3年10月1日から適用)

### 【平成27年厚生労働省告示第95号92の2】

指定介護療養型医療施設基準第34条第1項に規定する基準に適合していること。

#### 第34条

指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

#### <留意事項通知（老企第40号 第2の7(16)）>

安全管理体制未実施減算については、指定介護療養型医療施設基準第34条第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算することとする。

なお、安全対策を適切に実施するための担当者は、令和3年改正省令の施行の日から起算して6月を経過するまでの間、経過措置として、当該担当者を設置するよう努めることとしているため、当該期間中、当該減算は適用しない。

（経過措置（改正告示附則第8条）：令和3年9月30日までは適用しない）



## 指定介護療養型医療施設（安全対策体制実施加算）

[報酬告示の別表 3 のイの(17)、ロの(15)、ハの(14)]

別に厚生労働大臣が定める施設基準【平成 27 年厚労省告示第 96 号 65 の 3】に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入所者に対し、指定介護療養型医療施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

(入所初日に限り 20 単位)

### 【平成 27 年厚労省告示第 96 号 65 の 3】

- イ 指定介護療養型医療施設基準第 34 条第 1 項に規定する基準に適合していること。
- ロ 指定介護療養型医療施設基準第 34 条第 1 項第 4 号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。
- ハ 当該指定介護療養型医療施設内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

### <留意事項通知（老企第 40 号 第 2 の 7(34)）>

安全対策体制加算は、事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に評価を行うものである。

安全対策に係る外部の研修については、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであること。令和 3 年 10 月 31 日までの間にあっては、研修を受講予定（令和 3 年 4 月以降、受講申込書等を有している場合）であれば、研修を受講した者とみなすが、令和 3 年 10 月 31 日までに研修を受講していない場合には、令和 3 年 4 月～10 月に算定した当該加算については、遡り返還すること。

また、組織的な安全対策を実施するにあたっては、施設内において安全管理対策部門を設置し、事故の防止に係る指示や事故が生じた場合の対応について、適切に従業者全員に行き渡るような体制を整備していることが必要であること。

公印省略

3 介 第 1 6 2 2 号  
令和 3 年 9 月 2 8 日

介護医療院 管理者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長  
(監査指導第一係)

介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化に係る  
安全管理体制未実施減算及び安全対策体制加算  
の取扱いについて (通知)

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和 3 年度介護報酬改定により、介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化として、安全管理体制未実施減算及び安全対策体制加算が新設されました。当該減算・加算には、それぞれ留意すべき算定要件がございます。

安全管理体制未実施減算については、令和 3 年 10 月 1 日より適用（経過措置は令和 3 年 9 月 30 日まで）されますので、算定要件を再度ご確認ください、減算が発生しないようご注意ください。

安全対策体制加算については、当該安全対策担当者が安全対策に係る外部における研修を令和 3 年 10 月 31 日までに受講していない場合には令和 3 年 4 月～10 月に算定した当該加算について遡り返還することとなりますので、ご注意ください。

記

1 減算加算要件 別紙のとおり

2 【厚生労働省ホームページ】

- 「令和 3 年度介護報酬改定について」の  
「令和 3 年度介護報酬改定における改定事項について (158 頁)」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411\\_00034.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)
- 「介護保険最新情報 Vol. 9 4 8 (令和 3 年 3 月 23 日)」の問 39・40  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000763813.pdf>  
「介護保険最新情報掲載ページ」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html)

介護医療院（安全管理体制未実施減算（報酬告示の別表4の注4））

厚生労働大臣が定める基準【平成27年厚生労働省告示第95号100の2】

を満たさない場合は、1日につき5単位所定単位数から減算

（令和3年10月1日から適用）

【平成27年厚生労働省告示第95号100の2】

介護医療院基準第40条第1項に規定する基準に適合していること。

#### 第40条

介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

<留意事項通知（老企第40号 第2の8(11)）>

安全管理体制未実施減算については、介護医療院基準第40条第1項に規定する基準を満たない事実が生じた場合に、その翌月から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が減算することとする。

なお、安全対策を適切に実施するための担当者は、令和3年改正省令の施行の日から起算して6月を経過するまでの間、経過措置として、当該担当者を設置するよう努めることとしているため、当該期間中、当該減算は適用しない。

（経過措置（改正告示附則第8条）：令和3年9月30日までは適用しない）

介護医療院（安全対策体制実施加算（報酬告示の別表4のキ））

別に厚生労働大臣が定める施設基準【平成27年厚労省告示第96号68の7】に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院が、入所者に対し、介護医療院サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

（入所初日に限り20単位）

【平成27年厚労省告示第96号68の7】

- イ 介護医療院基準第40条第1項に規定する基準に適合していること。
- ロ 介護医療院基準第40条第1項第4号に規定する担当者が安全対策に係る外部における研修を受けていること。
- ハ 当該介護医療院内に安全管理部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

<留意事項通知（老企第40号 第2の8(37)）>

安全対策体制加算は、事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に評価を行うものである。

安全対策に係る外部の研修については、介護現場における事故の内容、発生防止の取組、発生時の対応、施設のマネジメント等の内容を含むものであること。令和3年10月31日までの間にあつては、研修を受講予定（令和3年4月以降、受講申込書等を有している場合）であれば、研修を受講した者とみなすが、令和3年10月31日までに研修を受講していない場合には、令和3年4月～10月に算定した当該加算については、遡り返還すること。

また、組織的な安全対策を実施するにあたっては、施設内において安全管理対策部門を設置し、事故の防止に係る指示や事故が生じた場合の対応について、適切に従業者全員に行き渡るような体制を整備していることが必要であること。